

# 市県民税の申告相談

2月6日(月)から始まります

問 税務課市民税係  
☎ 49-3111  
(内線233)

2月6日(月)から、市民税・県民税の申告相談が始まります。市県民税は、前年の所得に対し、今年の1月1日現在に住んでいる市町村で課税される税金です。平成18年度分の市県民税は、平成17年中(17年1月~12月)の所得に対して課税されます。

市県民税の税額は、皆さんに提出していただく申告書から算出します。正しい税額を計算するためには、皆さんの前年の所得と所得控除を把握する必要があります。期限までに申告しない場合や、誤った申告をした場合は、所得証明書を発行出来なかつたり、後で税金が追加されたりすることがあります。期間内に正しい申告をしましょう。申告書は、16年中の所得の状況を参考にして送付(1月20日発送)しています。申告書が送られなくても、申告が必要なかたは申告してください。



## あなたは申告が必要ですか？

スタート

